

平成30年度 施策評価シート

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	480	未来に引き継ぐ、環境にやさしいまちをつくる
施策	482	環境の保全や改善に努める
施策の目標	大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等の問題が解消され、すべての区民が良好な生活環境のなかで、快適に暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	騒音・振動に関する区民の環境評価点									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標					-0.28					-0.20
実績	-0.17	-								
指標名	苦情があった特定建設作業の割合									
	基準年 (H28)	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37
目標		9%			8%					5%
実績	9%	7.7%								

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移 (千円)	
当区においては、工場や飲食店などの事業所と住宅が混在、密集しており、事業所の操業や建設作業に伴い発生する騒音、振動や臭気が区民の生活環境に影響を与えやすい。また、工業地域においても宅地化が進み、新たな住民が転入することによるトラブルも見受けられる。今後は、住民意識の変化を的確に把握し、事業所に対してよりきめ細かく公害防止を指導していく必要がある。 平成29年4月から東京都で水質汚濁に係る類型の指定が見直され、区内河川の一部で環境基準が引き上げられた。新たな環境基準を達成するため、環境調査を継続していく必要がある。	H28	11,228
	H29	11,077
	H30	

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	公害苦情は発生しているが、騒音・振動に関する区民の環境評価点は現状で最終目標を達成している。

4 今後の施策の運営方針

一次評価	最終評価	施策の戦略的方向性
		(1) 優先的に資源投入を図る。
○		(2) 現状維持とする。
		(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
		(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】		
公害の防止については自治体の責務であり、法令に基づき引き続き事業に取り組む必要がある。		
【今後の具体的な方針】		
公害問題については、区民の生活環境に大きく影響を与えることから、引き続き都や近隣区と協力しながら情報収集・監視継続をし、公害問題が発生した場合においては迅速に対応を行う。		

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	施策への関連性	目的に対する指標	
						年度目標値	直近の評価内容
						年度実績値	評価結果
							評価対象年度
1	工場認可及び公害防止指導	1,809	20,426	22,235	公害の発生を防止することで、環境の保全や改善に努める。	74	改善・見直し
						51	平成29年度
2	環境監視事業	9,082	19,538	28,620	環境基準が達成され、良好な生活環境が維持されることにより、区民が快適に暮らすこと	-	改善・見直し
						-	平成29年度
3	民間建築物アスベスト調査助成事業	186	4,441	4,627	建築物の所有者、管理者がアスベスト使用状況を把握することにより、大気中へのアスベ	0	改善・見直し
						8	平成29年度
4	カラス被害対策経費	0	5,329	5,329	カラスやウミネコの被害を減らすことで、区民の生活環境を守る。		改善・見直し
							平成29年度
5	環境認証取得支援事業	0	4,441	4,441	環境に配慮した経営を促進し、環境の保全や改善に努める。	-	改善・見直し
						-	平成29年度
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

平成30年度 事務事業評価シート

施 策	482	環境の保全や改善に努める	部内優先順位					
事務事業	工場認可及び公害防止指導					1		
事業概要	区民の良好な生活環境を保全するために、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、工場の認可や指定作業場の届出に際し、公害発生防止の指導を行っている。また、騒音規制法、振動規制法に基づき、特定建設作業の届出があった際にも公害防止の指導を行っている。公害苦情の申し出があった際には、原因を調査し、原因者に対し指導を行っている。					主管課・係（担当）		
						環境保全課 指導調査担当		
						5608-6210		
施策への 関連性	公害の発生を防止することで、環境の保全や改善に努める。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	公害関連法令が遵守され、良好な生活環境の保全が必要である。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	法律に基づき行っている規制や行政指導であること、また、緊急の現場対応が可能であることから、住民に身近な行政機関である区が行う必要性は高い。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	苦情があった特定建設作業の割合				単 位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5	37	目 標	9	8	8	
				実 績	9	7.7		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
		目 標	8	7	7	6	6	5
		実 績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	特定建設作業は大きな騒音を発生する建設作業であるが、届出が義務付けられているために、窓口等で、騒音防止や近隣への配慮など、あらかじめ事業者を指導する機会がある。指導を徹底することで苦情を減らすことができるので、指標として選定した。目標値は、前年度実績をふまえて設定した。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	苦情申立人が満足した割合				単 位	%
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
90		37	目 標	74	76	78		
			実 績	72	51			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
目 標		80	82	84	86	88	90	
	実 績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
公害苦情があっても、対応によって申立人が満足する結果になれば、良好な生活環境が保たれることにつながる。従って、指標として選定した。目標値は、公害苦情への区の対応に対して、区民が概ね満足することを目指し設定した。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	2155	1809						
	H35	H36	H37	事業の見直し等に伴い、縮小傾向にある。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
区民の良好な生活環境を保全するために、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、工場の認可や指定作業場の届出に際し、公害発生防止の指導を行っている。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	活動指標のみ満たしている				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由					
特定建設作業は大きな騒音を発生する建設作業であり、届出が義務付けられている。窓口等では、騒音防止や近隣への配慮など、事業者を徹底して指導することで苦情を減らすことができている。		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
騒音規制法、悪臭防止法等の公害関連法令に基づく工場等事業者への指導は、区の事務である。公害発生未然防止指導の徹底、職員のスキルアップによりコスト改善を図っている。					
中間・最終年度の講評	区民の生活環境を守ることに直結した事業であり、届出窓口がある当課において、その趣旨に基づいて指導している。				
今後の方向性	届出などで窓口に来庁する事業者に対し、公害発生の未然防止のために、本区の実情に即した指導を徹底する。苦情に対しては迅速に調査したうえで、原因者を指導する。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	482	環境の保全や改善に努める	部内優先順位					
事務事業	環境監視事業					2		
事業概要	大気汚染防止法他各種環境法令に基づき、区内における大気汚染等の環境基準達成及び良好な生活環境の維持を目的として、継続的に環境調査を実施し、現状を把握するとともに、環境基準等が満たされていない場合は、対策をとるよう関係機関に要請する。					主管課・係（担当）		
						環境保全課 指導調査担当		
						5608-6210		
施策への 関連性	環境基準が達成され、良好な生活環境が維持されることにより、区民が快適に暮らすことができる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	現在及び将来の区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要な環境を確保する必要がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	大気汚染や水質汚濁の状況については、国・都でも広域的に環境調査を実施しているが、区も基礎自治体として各種環境調査を実施し、区民の生活環境の保全や改善に努める必要がある。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	区が実施した環境調査における 環境基準非達成項目数（大気、水質）				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標	0	0	0	
				実績	0	5		
			H32	H33	H34	H35	H36	H37
			目標	0	0	0	0	0
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区民の良好な生活環境の保持には、環境基準が達成されていることが必要である。平成28年度に区が実施した大気及び水質の環境調査においては、すべて環境基準は達成されていた。しかし、平成29年度から河川水質の環境基準が引き上げられたので、今後も環境基準の達成に向けて調査を継続する必要がある。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	区外転出意向理由に「公害がひどい」を選ぶ区民の 割合（住民意識調査）				単 位	%
最終目標値		目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31		
0		37	目標	0	-	0	-	
			実績	5.3	-			
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	0	-	0	-	0	
	実績							
指標の選定理由及び目標値の理由								
環境基準の達成に限らず、区民が公害を意識せずに暮らせる生活環境づくりの指標として選定した。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	8,977	9,082						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 概ね現状維持している。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
大気汚染や水質汚濁の状況については、国・都でも広域的に環境調査を実施しているが、区も基礎自治体として各種環境調査を実施し、区民の生活環境の保全や改善に努める必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している	効率性 経済性		有効性 適格性	
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
区民の良好な生活環境の保持には、環境基準が達成されていることが必要である。平成29年度から一部の河川で水質の環境基準が引き上げられたことにより、環境基準が達成されていない項目がある。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
区民の安全安心を保つためには、墨田区の環境を把握し、悪い部分がないかについて注視していくことは必要である。					
中間・最終年度の講評	大気環境基準は達成されていた。水質については、平成29年度から一部河川で環境基準が引き上げられたことにより、達成されていない項目がある。				
今後の方向性	環境基準の改正や新たな環境問題の発生等の際には、事業内容を見直す必要があるが、引き続き国・都と連携をとりながら、継続した調査を行う。				

平成30年度 事務事業評価シート

施策	482	環境の保全や改善に努める	部内優先順位					
事務事業	民間建築物アスベスト調査助成事業					3		
事業概要	民間建築物アスベスト確認調査助成金交付要綱に基づき、区内の吹付け材が使用されている建築物の所有者に対し、区内の建築物におけるアスベスト使用状況の把握及び適切な管理を目的として、吹付け材のアスベストに係る調査分析費用の助成を行う。					主管課・係（担当）		
						環境保全課 指導調査担当		
						5608-6210		
施策への 関連性	建築物の所有者、管理者がアスベスト使用状況を把握することにより、大気中へのアスベスト飛散を未然に防ぐことができ、良好な生活環境の保持に繋がる。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	アスベストが飛散することがないように、建築物の所有者に徹底させる必要がある。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	アスベスト飛散事故を減らすためには、アスベスト調査費用を助成することにより、アスベスト調査の実施を促す必要がある。国・都では同様の助成制度を設けておらず、大気汚染防止法に基づき特定粉じん排出等作業の届出事務を所管する区で実施することが適切である。							
有効性・ 適格性	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	アスベスト調査費助成件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		6	37	目標 実績	6 1	6 5	6 6	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	
		指標の選定理由及び目標値の理由						
	解体工事の件数は今後増え続け、平成40年頃にピークを迎えるだろうと推計されている。今後もアスベストに係る建材の事前調査の徹底について指導を続けるとともに、特に飛散性の高い吹付け材については調査費用の助成を継続する必要がある。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	解体工事に対する区民からのアスベストに係る相談受付件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		0	37	目標 実績	0 13	0 8	0 0	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標 実績	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	
指標の選定理由及び目標値の理由								
アスベスト調査が徹底されないと、区民のアスベストに対する不安が高まり、相談・苦情につながるために指標として選定した。								
財政面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	18	186						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 年によって増減はあるが、概ね現状維持している。				

1 必要性・妥当性																	
区民ニーズの有無	ある																
代替可能性の有無	ない																
区が実施すべき強い理由があるか	ある																
判断理由																	
アスベスト調査費用を助成し、調査実施を促している。国・都では助成制度はなく、大気汚染防止法に基づき特定粉じん排出等作業の届出事務を所管する区で実施する必要がある。																	
2 有効性・適格性		<table border="1"> <tr> <td>必要性 経済性</td> <td>有効性 適格性</td> <td>必要性 妥当性</td> <td>有効性 適格性</td> <td>効率的 経済性</td> <td>評価結果</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> </table>				必要性 経済性	有効性 適格性	必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果	5	4	5	5	5	5
必要性 経済性	有効性 適格性					必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果								
5	4					5	5	5	5								
事業の目的が施策に合致しているか	合致している																
指標は目標値を満たしているか	満たしていない																
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある																
判断理由																	
解体工事の件数は今後増え続け、平成40年頃にピークを迎えるだろうと推計されている。今後もアスベストに係る建材の事前調査の徹底について指導を続け、特に飛散性の高い吹付け材については調査費用の助成を継続する必要がある。																	
3 効率性・経済性		<p style="text-align: center;">改善・見直しの上継続</p>															
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない																
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない																
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある																
判断理由																	
アスベスト調査が徹底されないと、区民のアスベストに対する不安が高まり、相談・苦情につながるために関係部課とも連携し、アスベストの適正処理を指導する。																	
中間・最終年度の講評	利用実績は増加したものの、目標には達していない。																
今後の方向性	アスベスト飛散の未然防止を目指して、民間の建築物所有者に本助成制度を周知していく。																

平成30年度 事務事業評価シート

施 策	482	環境の保全や改善に努める	部内優先順位					
事務事業	環境認証取得支援事業					5		
事業概要	区民の生活環境の向上のため、区内中小事業者による公害防止に留まらず、環境に配慮した経営を促進できるよう、平成20年度に墨田区環境経営認証取得費助成金交付要綱を制定し、この要綱に基づき各種環境認証取得のための費用を助成している。					主管課・係（担当）		
						環境保全課 指導調査担当		
						5608-6210		
施策への 関 連 性	環境に配慮した経営を促進し、環境の保全や改善に努める。							
必要性・ 妥当性	区民のニーズ							
	生活環境が向上するよう、事業者は環境に配慮した経営が必要である。							
	代替可能性の状況（区が実施する必要性等）							
	区が助成事業を実施することで、省エネ、省資源化を促進させることができる。							
有効性・ 適格性	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	申請件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5	37	目標 実績	1 0	2	3	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	3	4	4	5	5	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	環境に配慮した事業者が増えることは、環境の保全や改善につながる。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	墨田区への定住意向理由に「公害が少ない」と回答した人の割合				単 位	%
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	H31	
		5	37	目標 実績	— 4.2	4.4	—	
		H32	H33	H34	H35	H36	H37	
		目標	4.6	—	4.8	—	5	
		実績						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
本事業の目的は生活環境の向上である。本指標は墨田区住民意識調査のデータであり、公害に関する住民の意識を知る指標として適当である。								
財 政 面 〔決算額〕 (単位：千円)	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	
	0	0						
	H35	H36	H37	〔予算の傾向〕 事業者からの申請件数による。				

1 必要性・妥当性					
区民ニーズの有無	ある				
代替可能性の有無	ない				
区が実施すべき強い理由があるか	ある				
判断理由					
事業者等に環境に配慮した経営を促進し、環境の保全や改善につなげるためには、区が助成事業を実施し、環境に配慮した事業者を増やす必要がある。					
2 有効性・適格性					
事業の目的が施策に合致しているか	合致している				
指標は目標値を満たしているか	満たしていない				
かけたコストに対し十分な成果があるか	ある				
判断理由		必要性 妥当性	有効性 適格性	効率的 経済性	評価結果
環境に配慮した経営を促進することは、環境の保全や改善につながる。環境経営認証取得費助成制度の申請件数が目標に達していない。		5	4	5	4
3 効率性・経済性		改善・見直しの上継続			
目的・対象が類似する事務事業はないか	ない				
実施工程やコストに改善の余地がないか	ない				
地域社会やその他住民への波及効果があるか	ある				
判断理由					
本事業が広がれば、多くの事業者が環境に配慮した経営を行うことにつながり、環境の改善、保全につながる。					
中間・最終年度の講評	区が助成を行うことで、環境に配慮した経営を行う事業者が増加し、環境の改善、保全につなげている。				
今後の方向性	企業の環境負荷の少ない経営を促進するために、認証制度取得への支援は有効であり、本事業を継続する。今後も広く制度を周知し、公害防止及び環境に配慮した経営につなげていく。				